



平成 20 年 8 月 22 日

各 位

会社名 日本プラスチック株式会社
代表者名 代表取締役社長 広瀬 信
(コード番号 7291 東証第二部)
問合せ先 取締役総務・法規部長 向笠 完
電話番号 0545-52-0481

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 20 年 8 月 22 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | | |
|---|--|-------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 1,000,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、平成 20 年 9 月 2 日(火)から平成 20 年 9 月 5 日(金)までのいずれかの日（以下「売出価格決定日」という。）に決定する。 | |
| (3) 処分方法 | 新光証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
なお、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、売出価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。売出しにおける引受人の対価は、売出価格と引受人より当社に支払われる金額である払込金額（引受価額）との差額の総額とする。 | |
| (4) 申込期間 | 平成 20 年 9 月 8 日(月)から平成 20 年 9 月 10 日(水)まで。
なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 20 年 9 月 3 日(水)から平成 20 年 9 月 5 日(金)までとなる。 | |
| (5) 払込期日 | 平成 20 年 9 月 10 日(水)から平成 20 年 9 月 16 日(火)までのいずれかの日。
すなわち、上記(4)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 20 年 9 月 10 日(水)となる。 | |
| (6) 受渡期日 | 平成 20 年 9 月 11 日(木)から平成 20 年 9 月 17 日(水)までのいずれかの日。
ただし、前記(5)に記載の払込期日の翌営業日とする。 | |
| (7) 申込証拠金 | 1 株につき売出価格と同一金額とする。 | |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 | |
| (9) 払込金額、売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。 | | |
| (10) 本株式売出しについては、平成 20 年 8 月 22 日に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。 | | |

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記【ご参考】2. を参照）

- | | | |
|----------------|--------|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 100,000株 |
|----------------|--------|----------|
- なお、株式数は上限を示したものであり、売出価格決定日に、引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で決定される。
- | | | |
|----------------|----------|----------|
| (2) 売出人及び売出株式数 | 新光証券株式会社 | 100,000株 |
|----------------|----------|----------|
- (3) 売出価格 未定（引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、新光証券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 引受人の買取引受による売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成20年8月22日に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

3. 第三者割当による自己株式処分（下記【ご参考】2. を参照）

- | | | |
|----------------|--------|----------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 100,000株 |
|----------------|--------|----------|
- (2) 払込金額の決定方法 売出価格決定日に決定する。なお、払込金額は引受人の買取引受による売出しにおける引受価額と同一とする。
- | | | |
|----------------|----------|----------|
| (3) 割当先及び割当株式数 | 新光証券株式会社 | 100,000株 |
|----------------|----------|----------|
- (4) 申込期間 平成20年9月24日(水)
- (5) 払込期日 平成20年9月25日(木)
- (6) 受渡期日 平成20年9月25日(木)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(4)記載の申込期間までに申し込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (9) 引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合は、本第三者割当による自己株式処分も中止する。
- (10) 払込金額の決定、その他本第三者割当による自己株式処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。

【ご参考】

1. 売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは個人株主の増加による当社株式の分布状況の改善と、一層の流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 自己株式処分にかかる株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、これとは別に、そ

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の需要状況を勘案した上で、当該売出しの幹事会社である新光証券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、新光証券株式会社に借入れ株式の返却に必要な株式を取得させる目的で、当社は平成20年8月22日（金）開催の取締役会において、新光証券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当による自己株式処分（以下「本件第三者割当による自己株式処分」という。）を、平成20年9月25日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、新光証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成20年9月22日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（以下「上限株数」という。）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又は上限株数に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、新光証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

なお、新光証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当による自己株式処分に係る割当に応じる予定であります。そのため、本件第三者割当による自己株式処分における処分株数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、本件第三者割当による自己株式処分における最終的な処分株数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	2,171,988株（平成20年7月31日現在）
株式売出しによる処分株式数	1,000,000株
株式売出し後の自己株式数	1,171,988株
第三者割当による処分株式数	100,000株
第三者割当後の自己株式数	1,071,988株

（注）第三者割当による処分株式数は、前記「3. 第三者割当による自己株式処分」(1)記載の処分株式数の全体に対し新光証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

4. 自己株式の処分による手取金の使途

今回の自己株式の処分にかかる株式売出し及び第三者割当による自己株式処分の手取概算上限額743,000千円（株式売出し675,000千円及び第三者割当68,000千円）については、設備投資資金として調達した借入金の返済に全額充当する予定であります。

以上

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。